# 東京医科歯科大学病院医療連携支援センター規則

（平成２４年３月３０日
規　則　第　５　５　号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院医療連携支援センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　センターは、病院長の管理の下に、地域医療機関等との密接な連携を推進し、効率的に安心して受けられる医療環境の構築に貢献することを目的とする。

（センターの構成）

第３条　センターは、次に掲げる組織を置く。

(1) 地域連携室
(2) 医療福祉支援室
(3) 入院支援室
(4) 患者相談室

（業務）

第４条　センターは、次に掲げる業務を行う。

１　地域連携室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 医療機関からの紹介患者に係る予約受付に関すること。
(2) 紹介元医療機関への返礼書の発送及び管理に関すること。
(3) 地域連携医療機関との連携協議に関すること。
(4) 地域医療連携業務に係る諸統計に関すること。
(5) 連携医療機関に係る情報管理（情報交換・意見交換）に関すること。
(6) 歯科医療協力機関との連携協議に関すること

２　医療福祉支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 医療福祉サービスや社会保障に関する相談支援。
(2) 医療費等に関する相談。
(3) 転院先の医療機関や、退院後の療養先・介護の紹介相談。
(4) 在宅療養相談支援に関すること。
(5) その他医療福祉に関する相談。

３　入院支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 入院及び手続きに関する説明。
(2) 入院日決定の連絡、患者及び家族からの入院日変更への対応。

(3) 患者の基本情報の入力。
(4) 病床の管理運営等に関すること。
(5) その他入退院支援に関する相談業務。
４　患者相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 患者及び家族からの苦情への対応に関すること。
(2) 患者、家族及び本院職員等からの医療福祉支援室で受ける相談以外の相談。
(3) セカンドオピニオン外来（オンラインセカンドオピニオン外来を含む。）に関すること。

（職員及び職務）
第５条　センターに、次の職員を置く。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 教員
(4) マネージャー
(5) 主任
(6) 医療技術職員
(7) その他必要な職員
２　第３条に掲げる各室に統括する責任者を置く。
３　センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
４　センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。
５　副センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
６　前項にかかわらず、副センター長は、病院事務部に属する職員をもって充てることができる。
７　副センター長は、センター長の職務を補佐する。
８　教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。
９　マネージャーはセンター長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。
１０　主任は、マネージャーの命を受け、業務を分掌する。
１１　その他必要な職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）
第６条　センター長及び副センター長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
４　センター長または副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長または副センター長

の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

７　前条第１項に掲げる職員のうち、センター長、副センター長、マネージャー又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）

第７条　センターの円滑な運営を図るため、医療連携支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の事項を審議する。

⑴ センターの運営に関する基本的事項

⑵ センターに必要な規則の制定及び改廃に関する事項

⑶ その他必要な事項

（委員）

第８条　委員会は、次の委員をもって組織する。

⑴ 大学院医歯学総合研究科（医学系）の臨床系教授　２名（内科系１名、外科系１名）、歯学系（歯学部を含む）の臨床系教授　２名

⑵ 医療情報部長

⑶ 医療安全管理部長

⑷ センター長

⑸ 副センター長

⑹ 医療連携支援センター看護師長または副看護師長　１名

⑺ 歯科衛生保健部長

⑻ マネージャー

⑼ 患者相談室長

⑽ 医療連携支援センター事務室長

⑾ 医療支援課長

⑿ その他病院長が必要と認めた者

２　前項第１号、第７号及び第13号の委員は、病院長が委嘱する。

３　前項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第９条　委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

（委員会の招集等）

第１０条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）
第１１条　委員会は、委員の３分の２以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１２条　委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事会）
第１３条　委員長は、第８条に掲げる者の中から幹事を指名することができる。
２　緊急又は軽微な課題については、委員長が幹事会を招集及び協議し、実施する。
３　センターの運営の上で重要かつ緊急性がある課題に関しては、協議及び実施の結果を委員会に報告する。

（事務）
第１４条　委員会に関する事務は、病院事務部医療連携支援センター事務室が行う。

（雑則）
第１５条　この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）
第１６条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　東京医科歯科大学医学部附属病院医療福祉支援センター規則（平成１６年規則第１２２号）は、廃止する。

附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）
この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。

附　則（平成２６年２月３日規則第４号）
この規則は、平成２６年２月３日から施行する。

附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２７年７月１日規則第１５６号）
この規則は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月２８日規則第１６５号）

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２７日規則第１４０号）

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２４日規則第５７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月２２日規則第３８号）

この規則は、令和６年４月２２日から施行し、令和６年４月１日から適用する。